

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

旭川国民年金 事案505

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市役所の職員だった夫の賞与から6か月分ずつ引き去りで納付していた。

また、昭和49年12月の賞与からの引き去りを記載した明細には、「食堂」の欄に「国年」と訂正された記載と6か月分の国民年金保険料の記載があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入した昭和48年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された夫の昭和49年12月の賞与からの引き去りを記載した明細には、申立人の主張のとおり、国民年金保険料6,000円を引き去りしたことを示す記載が確認でき、当該金額は申立期間を含む同年10月から50年3月までの保険料額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案506

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年4月まで

A年金事務所に納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料については、既に還付されているとの回答を受けた。

しかし、申立期間当時、私は厚生年金保険等に参加していないことから、国民年金保険料を還付される合理的な理由は無いので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金被保険者台帳から、昭和51年10月4日付けで申立期間を含む50年5月から51年9月までの国民年金保険料である2万500円が還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に、厚生年金保険など他の公的年金に参加していない上、他の公的年金に参加している者との婚姻も確認できないことから、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、申立期間は、制度上、国民年金の強制加入となるべき期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料の還付を受ける理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA工場における資格取得日は昭和33年7月1日、資格喪失日は同年12月25日、資格取得日は34年6月1日、資格喪失日は36年8月27日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月1日から31年1月1日まで
② 昭和32年4月1日から36年3月20日まで
③ 昭和46年4月22日から48年8月30日まで

申立期間①について、B株式会社に、運転免許取得後すぐに就職し、有資格者であっても補助的業務で一人前の運転手と認められないことに不満を感じて退職したが、正社員として勤務していた。

申立期間②について、C株式会社に運転手として勤務し、木材を運搬していた。当時の社名が入ったトラックの写真を持っている。

申立期間③について、D商会（現在は、株式会社D）を昭和46年4月に解雇されて、不当労働行為救済申立てにより、中央労働委員会の命令で、48年8月に原職復帰した期間であり、事業所が社会保険事務所（当時）に適切に届けていなかったと思う。命令書には、「解雇されなかったと同様の状態を回復させなければならない。」と明記されていることから、厚生年金保険加入期間として通算されるべきだと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C株式会社の元役員及び当時の事務担当者によると、「勤務期間までは覚えていないが、申立人は勤務していた。」と回答しており、また、元役員は、「当時の資料は無いので詳しいことは分からないが、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和35年2月1日より前から勤務し

ていた従業員は、A工場で厚生年金保険に加入させていた。」旨の証言をしているところ、A工場（昭和22年12月1日新規適用、36年9月1日全喪）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が昭和11年3月13日の記録（昭和33年7月1日取得、同年12月25日喪失及び34年6月1日取得、36年8月27日喪失）が確認でき、当該記録に係る被保険者は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていない上、申立人は「昔は、昭和11年3月13日を生年月日にしていた。」と供述していることを踏まえると、当該記録は申立人に係るものであると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②において判明した厚生年金保険の加入期間を除く、昭和32年4月1日から33年7月1日までの期間及び33年12月25日から34年6月1日までの期間について、元役員及び当時の同僚から当該期間において、申立人がA工場に勤務していたことを特定できる証言は得られなかった。

また、申立事業所は昭和35年2月1日に厚生年金保険の適用事業所とされており、元役員の証言のとおり、同日にA工場で資格を喪失して、申立事業所において資格を取得している者が16人確認できるところ、これより前に申立事業所において厚生年金保険に加入して保険料を控除されていたと主張する者はおらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間①について、B株式会社は、昭和45年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、当時の状況については不明である上、申立人は事業主の氏名は覚えているが、当時の同僚の氏名は覚えておらず、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚18人に照会したところ、いずれも申立人が勤務していたことをうかがわせる証言が得られないことから、申立人が申立事業所で勤務していたことについて確認できない。

また、申立期間に役員及び事務員以外で厚生年金保険の加入記録が確認できる者（運転手、運転助手等）のうち、昭和30年1月15日に7人、同年3月20日に21人の者を資格喪失させて、同年5月に5人、6月に23人の者を資格取得（再取得者25人）させていることが確認できるところ、申立人についても2度の資格取得及び喪失に係る届出を行う機会があったと考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、いずれの機会においても事業主が申立人に係る当該届出を失念したとは考え難い上、給与から厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

申立期間③について、中央労働委員会が保管している当時の命令書に「申立人が解雇されなかったと同様の状態を回復させなければならない。」と明記されていることから、昭和46年4月21日から復職するまでの期間については、

申立人がD商会に勤務していたとみなすことができると考えられる。

しかしながら、当該命令書に明記されている「解雇から復職までの間に同人が受けるはずであった諸給与相当額を同人に支払うこと。」について、中央労働委員会の見解では、「給与総額を念頭においており、厚生年金保険加入期間及び保険料控除の取扱いのあり方について、お答えできる立場にありません。」と回答している上、このほか、申立人が申立事業所から支払われた諸給与相当額から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は得られなかった。

また、事業主からは、「当時の社長は亡くなっており、関係書類も残っていない。」との回答を得ており、当時、事業主が申立人に諸給与相当額を支払った際に厚生年金保険料を控除していたかについては不明である。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち、昭和32年4月1日から33年7月1日までの期間及び33年12月25日から34年6月1日までの期間、並びに申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②の期間のうち昭和32年4月1日から33年7月1日までの期間及び33年12月25日から34年6月1日までの期間、並びに申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案463

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月20日から同年4月1日まで

A株式会社B支所設立準備のため、昭和38年1月21日付けで人事異動発令を受け取りC市に赴任して、同年4月1日の設立をめどに諸準備の対応をしていた。

その間の給料は従来どおり本社より送金されており、年金記録に空白は無いはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の職員名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において継続して同社に勤務（昭和38年2月21日からは、本社からB支所に異動）していたものと認められる。

また、A株式会社からは、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除については、確認できる資料は無いが、給料から控除していたと思われ、社会保険事務所（当時）への保険料納付についても、厚生年金保険の加入記録が無いことを考慮すると、納付していなかったものと考えられる。申立人は、B支所設立のメンバーとして、支所設立前にC市に赴任したが、その時点で誤って厚生年金保険の喪失手続を行ったと考えられる。B支所設立時からは、同支所において厚生年金保険に加入しているため、当時の担当者の単純な手続ミスであったと考えられる。」と回答しており、同社B支所に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同支所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 38 年 4 月 1 日）に資格を取得している記録となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 37 年 12 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の担当者が誤って健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出したと考えられると回答していること、及び転勤の日付は社会保険事務所では知り得ないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA局における資格取得日に係る記録を昭和42年3月13日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月13日から同年4月1日まで

昭和42年3月13日から同年3月31日までB学園に入園し、初等課程第12回C科を修了後、同年4月1日付けで準職員(D共済組合加入)としてA局に勤務した。しかし、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。同時期に採用となった同僚には厚生年金保険の加入記録が有るため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA局の人事記録では、「昭和42年3月13日から同年3月31日B学園初等課程第12回C科修了」と記載されていることから、申立人は申立期間においてB学園に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚の人事記録では、申立人とB学園の入園期間(昭和41年3月11日から同年3月31日まで)は異なるが、申立人と同様に入園前に臨時雇用員となった記録は無いものの、当該同僚の同学園に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、入園期間が厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できる。

さらに、独立行政法人E機構F部は、「申立人の申立期間に係る関連資料等は旧事業所から承継されておらず、事実関係を確認することはできないが、当該履歴から採用前提としての研修期間(B学園)であることは、否定できず、厚生年金保険加入の有無については、(年金記録確認第三者委員会の審議)結

果（判断）に委ねることに異論は無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A局において、昭和42年3月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の同年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから確認できず不明としているが、申立期間におけるA局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月から 6 年 9 月まで

株式会社A（平成 18 年 3 月 1 日に株式会社Bと合併し解散。現在は、株式会社B）に正社員として採用され、CデパートのD売り場にある同社のテナントで店頭販売員として勤務した。

申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答から、申立人が、株式会社Aに勤務していたことは認められるものの、申立期間当時、申立人と同じCデパートの同社のテナントで勤務していた従業員は、申立人を記憶していないと証言しており、申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料及び証言等は得られなかった。

また、株式会社Bは「当時、Cデパートにあったテナント店勤務の従業員は、厚生年金保険に全員が加入していなかった。申立人は、E健康保険組合にも加入記録が無いので、勤務時間が常勤社員の4分の3以下の勤務条件の者又は短期のアルバイトだったと考えられ、厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。同健康保険組合の組合員の加入記録は整備されているので、常勤社員であれば加入記録が漏れることはあり得ないし、健康保険と厚生年金保険は別々に手続するので、両方の記録が無ければ厚生年金保険には間違いなく加入していない。株式会社Aでは、常勤社員は健康保険及び厚生年金保険（厚生年金基金）並びに雇用保険に強制的に加入させていた。社員の給与から保険料を控除して厚生年金保険に加入させないことはあり得ない。」と回答していることから、当時、株式会社Aにおいては、従業員全員を

厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、株式会社AのC部門内のテナントで勤務していた同僚二人には、厚生年金保険の加入記録及び当該記録と一致する雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人には同社における雇用保険の加入記録は無く、E健康保険組合、及びF厚生年金基金を引き継いだ企業年金連合会からも、申立人の株式会社Aにおける加入記録は確認できない旨の回答を得ている。

加えて、申立人は、「申立期間は、夫の加入している健康保険組合の被扶養者から抜けて自分で健康保険組合に加入した。」と主張しているところ、申立人の夫が加入していた健康保険組合からは、「申立人は、申立期間は配偶者の被扶養者であった。」との回答を得ている上、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金の第3号被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月1日から42年1月1日まで
② 昭和42年4月1日から43年2月1日まで
③ 昭和43年4月2日から44年4月1日まで
④ 昭和44年9月12日から45年10月9日まで
⑤ 昭和46年6月1日から47年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に行き、厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていると聞かされた。

昭和48年6月からA事業所で働くことが分かっていたのに、脱退手当金を請求する事情が無い。申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和48年1月26日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人からの聴取においても、脱退手当金を受給した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。